



新津商工会議所

No.367-1 2017年1月25日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121  
FAX:25-2332

\*\*\* 2月の主なスケジュール \*\*\*

開催日時	種別	内容
2月15日(水) ・16日(木)	相談会	確定申告相談会 詳細は今月号をご覧ください。ご予約はお早めに!

日本政策金融公庫 国民生活事業の融資概要

セーフティネット貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年以内 15年以内	基準利率 1.25%~2.15%
普通貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年以内 10年以内	基準利率 1.25%~2.25%

◎セーフティネット貸付や普通貸付申込書に添付していただく書類は一般的には次のとおりです。

【個人営業の方】	【法人営業の方】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告決算書 最近2期分(申告されている場合)</li> <li>・見積書(設備資金をお申込の場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履歴事項全部証明書または登記簿謄本</li> <li>・最近2期分の確定申告書・決算書</li> <li>・最近の試算表(決算後6カ月以上経過しているか、または事業を始めたばかりで決算を終えていない方)</li> <li>・見積書(設備資金をお申込の場合)</li> </ul>

★お申込み・お問い合わせ先★

日本政策金融公庫国民生活事業の融資申込は公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)か当所(TEL:0250-22-0121)まで。

資金繰り円滑化相談会(毎月、定例開催!)

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に定例相談会を開催しています。どうぞご利用ください。

- 新潟県信用保証協会定例相談会(原則毎月第1火曜日10:00~)
  - 2月 7日(火)・ 3月 7日(火)
- 日本政策金融公庫定例相談会(原則毎月第2火曜日10:00~)
  - 2月14日(火)・ 3月14日(火)

相談会のご利用の際は当所経営指導員(遠山、近藤、真野)までご予約をお願いします。(TEL:0250-22-0121)

経営改善貸付(マル経融資 ※無担保・無保証人)

融資限度額	2,000万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	利率 1.16% ※2017年1月16日現在
-------	---------	---------	---------------	---------------------------

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下(宿泊業及び娯楽業は20人以下)、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

★お申込み・お問い合わせ先★ 新津商工会議所(TEL: 0250-22-0121)



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。

(北部地区:遠山、東・南部地区:近藤、西部地区:真野)

経営改善貸付の他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

社会保険の届出用紙は

ホームページからダウンロードできます!

【日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)】より【事業主の方】をご覧くださいと、【シーン別手続案内】から届出用紙がダウンロードできます。手続きの内容や時期、添付書類や留意事項についてご案内しておりますのでご利用ください。ご不明な点等がありましたら、最寄りの年金事務所までお問い合わせください。

問い合わせ先

〒950-8552

新潟市中央区新光町1-16

新潟東年金事務所(TEL: 025-283-1013)

「さつき共済」配当金のお知らせ

さつき共済制度の配当額が決まりました。

ご加入の皆様には今年度の配当金として還元致します。

※保険期間:平成27年11月1日~平成28年10月31日分

※配当率:38.0927%(1円当たり)

※振込日:平成29年1月25日(水)

※振込先:指定口座

今後とも変わらぬご支援をお願い申し上げます。





新津商工会議所

No.367-2 2017年1月25日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121  
FAX:25-2332

にいつ食の陣

食を提供する会員の皆様へ

「にいつ食の陣2017」参加店募集を開始!

【開催期間】4月29日(祝・月)～5月31日(水)

※当日座の開催はありません。

【参加費】会員：5,000円 非会員：12,000円

【募集締切】2月末日まで

※これまで食の陣へ参加していただいた飲食店等の会員事業所様には募集案内を郵送させて頂いております。

問い合わせ先：にいつ食の陣実行委員会(新津商工会議所内)  
TEL:0250-22-0121・FAX:0250-25-2332

## 決算・消費税申告相談会

(事前に時間の予約をしてください。)

《 所得税 》○日程：2月15日(水)・16日(木)  
3月 2日(木)・ 3日(金)・ 6日(月)・ 7日(火)

《 消費税 》○日程：3月22日(水)・23日(木)  
○時間：9:00～12:00/13:00～16:00

○会場：新津商工会議所 3F

※所得税・消費税相談会は待ち時間短縮のため時間予約をお願い致します。

※わかるところは記入してください。

※所得税・消費税申告相談につきましては、若干の手数料をいただきます。

ご了承ください。

※税理士関与の方はご遠慮ください

※マイナンバー制度導入に伴い、申告者の方のマイナンバーカード又は通知カードのコピーと身分証明書(運転免許証等)のコピーをご用意下さい。  
なお、扶養控除を受ける方がいる場合はマイナンバーが確認できるもの(メモ等)をご持参下さい。

《 主 催 》新津商工会議所・新津中小企業相談所・新津青色申告会

## 育児・介護休業法が改正されました

—平成29年1月1日施行—

介護をしながら働く方や、有期契約労働者の方が育児休業・介護休業を取得しやすくなるよう改正されました。

改正のポイント(主な改正点)

### ●介護休業の分割取得

対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として介護休業を分割して取得可能

### ●介護のための所定外労働の制限(残業の免除)

対象家族1人につき介護終了まで利用できる所定外労働(残業)の制限を新設。

### ●有期契約労働者の育児・介護休業の取得要件の緩和

育児休業について

①申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること。

②子が1歳6か月になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと。

介護休業について

①申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること。

②介護休業を取得する日から93日経過する日から6か月経過する日までの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと。

### ●マタハラ・パタハラの防止措置の新設

事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を利用とする不利益取扱いの禁止のほか、上司・同僚からのマタハラ・パタハラを防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務付け。  
(派遣労働者の派遣先にも同様)

詳細については

新潟労働局 雇用環境・均等室 TEL:025-288-3511

## ～小規模企業の経営者の皆様へ～

### 退職後のゆとりある生活のために 小規模企業共済

小規模企業共済制度とは個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。

税制面で大きなメリットがあります!

#### ■掛金は、全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。

#### ■共済金は、退職所得扱いまたは公的年金等の雑所得扱い

掛金は月額1,000円～70,000円まで、500円刻みで自由に選べ、加入後増減額ができます。

◎加入につきましては新津商工会議所まで(TEL:0250-22-0121)